

## 市第 13 号議案 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 招致検討委員会条例の一部改正について

### 1 趣旨

国際園芸博覧会に関する事務を政策局から都市整備局に移管したことに伴い、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会の庶務を都市整備局において処理するため、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部を改正します。

### 2 改正内容

条例第 10 条の以下の下線部分について改正します。

新	旧
(庶務) 第 10 条 委員会の庶務は、 <u>都市整備局</u> において処理する。	(庶務) 第 10 条 委員会の庶務は、 <u>政策局</u> において処理する。

### 3 施行予定日

公布の日から施行します。

#### 【参考】旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例（抜粋）

##### (設置)

第 1 条 瀬谷区の旧上瀬谷通信施設の利用促進策として国際園芸博覧会の招致を図るため、市長の附属機関として、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致を図るための基本構想の策定に関すること。
- (2) その他旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の招致に関し市長が必要と認める事項

##### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

##### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。